

2010年2月25日

東京工業大学の高層建築計画に伴う自主ミニアセスメント
環境影響評価審査会 設置要領

1. 目的

東京工業大学の高層建築計画に伴うミニアセスメントの方法書、準備書及び評価書の作成にあたり、必要な助言を行うことを目的とする。

2. 構成及び運営

高層建築計画の環境影響評価について見識のある学識経験者及び実務経験者により構成する。審査にあたるメンバーは別紙のとおりとする。

審査委員の互選により会長、副会長を選出し、議事進行にあたる。

審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

審査会の議題は、審査員または事務局が提案し、審査会の場で決定する。

3. 会議録

審査会は公開し、会長が適切であると判断した場合は、傍聴者の発言も認める。

審査会開催の都度、発言者名とともに議事録を作成する。議事録及び配布資料は、東京工業大学のホームページで公開する。

4. 事務局

審査会の事務・庶務は、東京工業大学原科研究室が行う。

以上